

Saga

Saga City Monthly Magazine 1994.

市報
さが



特集

下水道料金について
のお願い

平成6年4月1日より下水道料
金を改定させていただきます。

佐賀市の下水道はいま……………	2
建設財源について	
下水道料金の現状と今後の見通し・料金改定の算定について	3
下水道料金改定のお知らせ……………	4
料金速算法・料金例示表	

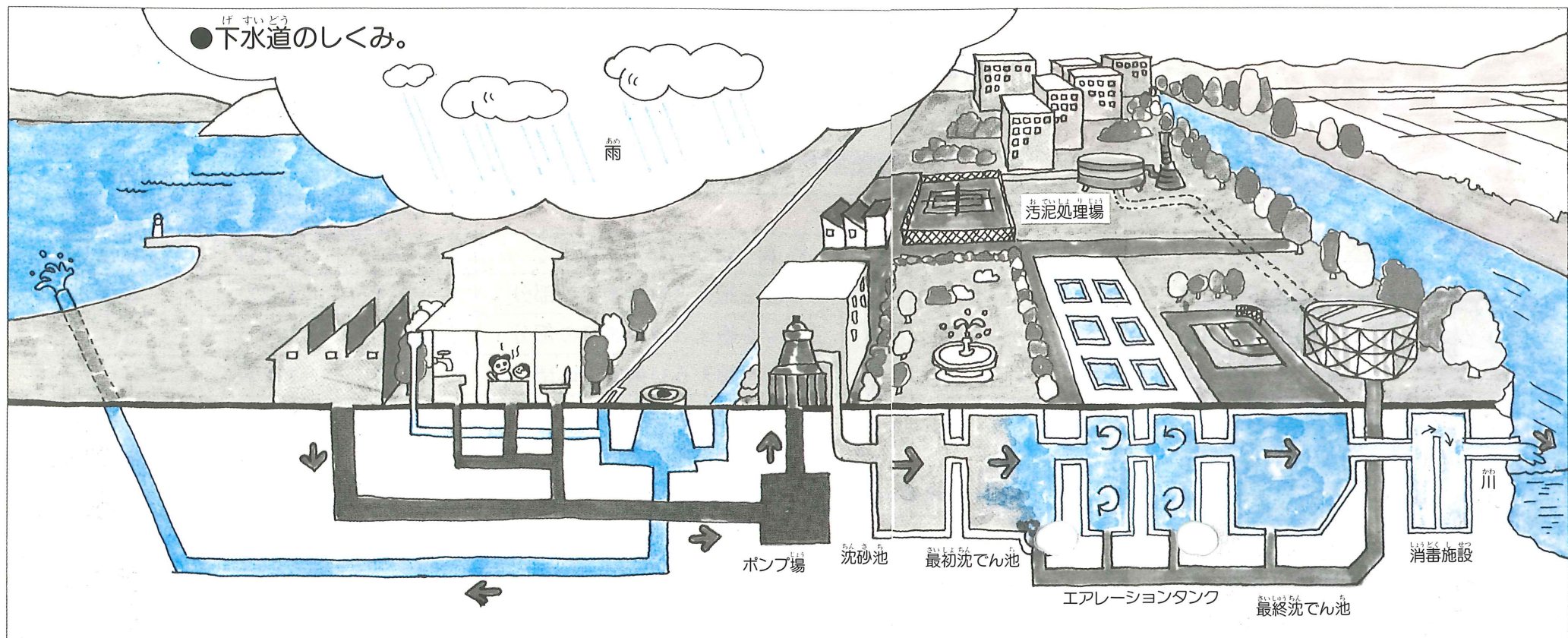
佐賀市の下水道はいま。

下水道は、市民の健康で快適な生活環境改善と自然環境を守るうえで、なくてはならない都市の基幹的な施設であります。

佐賀市では、昭和四十七年、整備に着手して以来、重点施策の一つとして普及に努めているところですが、現在の整備状況は平成四年度末で八百六十二haが整備完了し、水洗化可能と成っております。

人口普及率は四〇・五％と全国平均四十七％よりやや低い位置にありますが、人口普及率の伸びについては、年平均二・七％と全国平均一・六％を上回る水準で推移しています。

市民の皆様の本事業への早期完成に寄せる期待は大変大きく、計画的に公共下水道の整備普及に努めておりますので、今後ともご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。



建設財源について

下水道事業は、公共事業の中でも建設が長期に亘り、巨額な投資を必要とする事業でございます。このための財源としましては、国、県からの補助金、及び地方債に大きく依存していますが、なかでも地方債の比率が非常に高くなっております。このことは後年度において元利償還金の支払が長期に亘り財政を圧迫する要因と成ります。従って、下水道事業の円滑な推進のため、今後とも財政基盤の確立を図る必要があります。

下水道料金の現状と今後の見通し

現行の下水道使用料(昭和六十一年十一月改定)は、昭和六十一年から平成元年度までの四年間を財政計画期間として、その間の収支を算出したものです。その後平成五年度までの期間においても効率的な運営を図りながら経費の節減に努めてきたことにより計画水準をほぼ維持してきました。しかし、公共下水道特別会計は、前述のように資本費(元利償還金)が増大し、本会計さらには一般会計までも財政上大きな負担と成つてきました。

今後四年間(平成六年度～九年度)の財政見通しでは、ポンプ場や処理施設等の維持管理と資本費などの汚水処理費がこれまでより二十一億三千万円増加し、現行使用料で行くと十四億二千万円の財源不足が生じることになります。

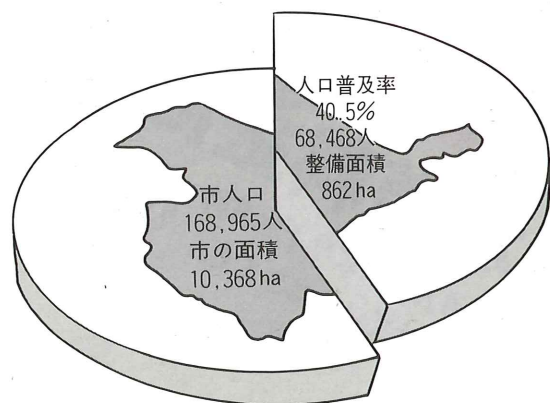
この不足額を使用料だけで賄おうとすれば、負担に耐え得ない高料金と成り、また逆に一般会計からの繰入金で賄おうとすれば、下水道利用者以外の負担の増大につながります。

このことは、負担の公平の原則からも適正さを欠くことに成りますし、更には、他の行政経費を圧迫することにも成ります。

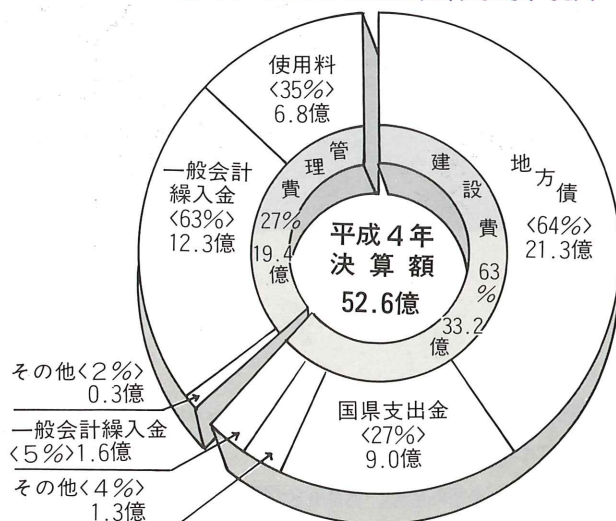
そこで、適正な繰入金と現行の使用料を合わせたも、なお不足する維持管理費の財源確保のため止む無く料金改定をお願いいたしますのでございます。

なにとぞ、公共下水道に対するご理解とご協力をお願いいたします。

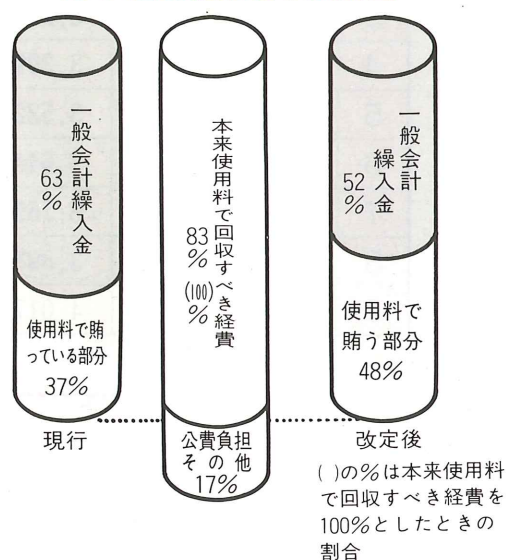
市人口に占める下水道普及の割合(平成4年度)



公共下水道特別会計財源内訳



汚水管理運営費の割合



料金改定の算定について

下水道料金の改定は、市民生活に多大の影響を及ぼすことを念頭に置き、極力抑制の立場を堅持しつつ、下水道経営の健全化と財政基盤の確立のため、適正料金の算定を行いました。

一、使用料金改定の算定期間を平成六年度～九年度の四年間としました。

二、料金改定率は、平均二九・八％です。

一般家庭 平均使用量一ヶ月二十m³の場合 下水道使用料は、一、五二〇円(税抜き)が四九〇円引き上げられて二、〇一〇円になります。

三、改定時期を平成六年四月一日の使用分から四月一日前後にまたがる場合は旧料金と新料金との日割り計算となります。

下水道使用料金改定のお知らせ

新しい料金がわかりやすいように表にしてみました。

●下水道使用料現行・改定比較表

(1か月当たり)

区 分		現行料金	改定料金	引上額
一般汚水	基本料金 10 m ³ まで	620 円	810 円	190 円
	超過料金			
	10 m ³ を超え20 m ³ までの部分	90	120	30
	20 m ³ を超え30 m ³ までの部分	100	130	30
	30 m ³ を超え50 m ³ までの部分	110	140	30
	50 m ³ を超え100 m ³ までの部分	130	170	40
	1 m ³ につき	155	200	45
浴場業汚水	1 m ³ につき	10	15	5

●下水道使用料速算表

(2か月当たり)

汚 水 量	使 用 料 計 算 式
基 本 20 m ³	1,620 円
21 ~ 40 m ³	120 × 使用水量 (m ³) - 780
41 ~ 60 m ³	130 × 使用水量 (m ³) - 1,180
61 ~ 100 m ³	140 × 使用水量 (m ³) - 1,780
101 ~ 200 m ³	170 × 使用水量 (m ³) - 4,780
201 m ³ 以上	200 × 使用水量 (m ³) - 10,780

* 上記の方法で計算した数値に1.03を乗じたものが下水道使用料となります。

●使用料金例示表

(2か月当たり)

m ³	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100
0	1,668	1,668	2,904	4,140	5,479	6,818	8,260	9,702	11,144	12,586
1	1,668	1,792	3,028	4,274	5,613	6,962	8,404	9,846	11,288	12,761
2	1,668	1,915	3,151	4,408	5,747	7,107	8,549	9,991	11,433	12,936
3	1,668	2,039	3,275	4,542	5,881	7,251	8,693	10,135	11,577	13,111
4	1,668	2,163	3,399	4,676	6,015	7,395	8,837	10,279	11,721	13,287
5	1,668	2,286	3,522	4,810	6,149	7,539	8,981	10,423	11,865	13,462
6	1,668	2,410	3,646	4,944	6,283	7,683	9,125	10,567	12,009	13,637
7	1,668	2,533	3,769	5,077	6,416	7,828	9,270	10,712	12,154	13,812
8	1,668	2,657	3,893	5,211	6,550	7,972	9,414	10,856	12,298	13,987
9	1,668	2,781	4,017	5,345	6,684	8,116	9,558	11,000	12,442	14,162

(H6. 4. 1改正)

下水道料金は、従来どおり水道料金と一緒に納めていただくことになりますのでよろしくお願いします。